

## 令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（障がい福祉施設版）交付要綱

### （趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れて施設療養に対応した障がい福祉施設（以下「受入施設」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（障がい福祉施設版）（以下「協力金」という。）を交付する。

### （対象事業所・施設等）

第2条 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った以下の障がい福祉施設（法令に基づき、県又は松山市が指定したものに限る）に対し、協力金を交付するものとする。

短期入所、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設

### （協力金の額）

第3条 令和4年4月1日以降に受入施設において療養を行った新型コロナウイルス感染症患者一人当たり当面の間300,000円とする。

### （協力金の交付申請及び請求）

第4条 受入施設は、協力金の交付を受けようとするときは、令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（障がい福祉施設版）交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### （協力金の交付決定等）

第5条 知事は、前条の申請書兼請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金の交付を決定し、速やかに協力金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に通知するものとする。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前条の申請書兼請求書の提出をもって代えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、協力金の額を確定したものとみなし、協力金を交付する。

### （交付決定の取消し等）

第6条 知事は、第4条の申請書兼請求書の内容に虚偽があった場合には、協力金の交付の決定を取り消し、期限を定めて、交付対象者に協力金を返還させるものとする。

### （関係書類の保管）

第7条 交付対象者は、協力金に係る証拠書類を整備し、協力金の交付決定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

印

令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（障がい福祉施設版）  
交付申請書兼請求書

このことについて、令和4年度新型コロナウイルス感染症施設内療養協力金（障がい福祉施設版）交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請（請求）します。

記

受入施設名	
協力金申請（請求）額	円

（添付書類）  
別紙

※下記にチェックのうえ、ご提出ください。

本資料の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

1 施設内療養者名簿

（受入施設名： ）

人数	名前	生年月日	施設療養（※）		備考
			開始日	終了日	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
受入人数					0人

※…入院した者は対象外

※…患者一人あたり1回のみ対象（同一人物の複数回申請は不可）

2 協力金所要額

300,000円 × 0人 =

（注）

施設内療養の期間（開始日及び終了日）が分かる証書類を添付すること。

2以上の施設において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合においては、本様式を受入施設ごとに作成すること。